

特 記 仕 様 書

26 復旧-17 宮ノ台三丁目地先舗装復旧工事

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、本工事に関し、受注者が守らなければならない事項を、特に定めたものである。
2. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
3. この工事の施工に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。ただし、次の項目については、適用しないものとする。

千葉県土木工事共通仕様書

第1編 共通編

- 1) 1－1－4 施工計画書 1. (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- 2) 1－1－21 工事完成検査 4. (3) 週休二日の履行状況
- 3) 1－1－22 出来形検査等 3. (3) 週休二日の履行状況
- 4) 1－1－26 週休二日の対応

第3編 土木工事共通編

- 5) 1－1－6 工事完成図書の納品 2. 及び3.

第2条 現場代理人及び主任技術者等

1. 受注者は、契約締結後、すみやかに現場代理人、並びに主任技術者等を定め届出をすること。
2. 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
3. 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

第3条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行い、道路を規制する場合については、必ず交通誘導警備員を配置し安全の確保をすること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。
2. 工事用進入路及び工事区域は、一般車また他の工事用車両の通行の妨げ、かつ、安全に注意すること。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
5. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第5条 工事現場管理

- ・受注者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。また、第三者に被害のないように受注者の責任において十分安全管理をすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 工事用資機材等の保管

- ・本工事に用いる工事用資材については、その保管場所を借地した場合には監督員に報告するとともに、適正な管理をしなければならない。
- ・工事用資機材の保管場所を借地した場合には、工事名称、受注者の名称、管理者名、連絡先等を明示しなければならない。

第7条 安全・訓練等の実施

- ・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 2. 本工事内容等の周知徹底
 3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 4. 本工事における災害対策訓練
 5. 本工事現場で予想される事故対策
 6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第8条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

- ・施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

第9条 安全・訓練等の実施状況報告

- ・安全、訓練等の実施状況を報告するものとする。

第10条 環境対策

- ・本工事で使用する建設機械は、低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、関係機関に届出するとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- ・掘削作業等においては、騒音防止を施した機械を用いるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、取壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第11条 工期

- ・工期は雨天、休日等を見込んだものとする。なお、休日には日曜日・祝日及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第 12 条 工事支障物件

・ 占用物件等の費用負担

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

第2章 材料・仕様・構造等

第13条 海外建設資材

- ・ JIS 規格が定まっている建設資材のうち、海外において JIS 認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(一財)土木研究センターまたは(一財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。
ただし、JIS 認定製品として生産・納入されていない建設資材については、必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第14条 材料の確認

- ・ 材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

第15条 JIS 製品記号

- ・ 設計図書中の JIS 製品記号は、JIS の国際単位系 (SI) 移行 (以下、「新 JIS」という。) に伴い、すべて新 JIS の製品記号としているが、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、旧 JIS 製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第16条 区画線

- ・ 区画線は、原則、塗装厚 (1. 5 mm) 溶融式手動とする。

第3章 一般施工

第17条 準備工

- ・施工上必要な樹木等の軽微な伐採は、受注者の責において実施すること。
- ・受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図を作成し、監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の測点は原則 20m 間隔とする。

第18条 撤去

- ・コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の搬出については、建設廃棄物処理に関する各種法令等に準拠し実施するものとする。
 1. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。
 2. コンクリート塊等の安定構造物及びアスファルトコンクリート塊処分は千葉市稲毛区六方町地先とする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
 3. 汚泥処分は、八千代市上高野地先の間処理場とする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
 4. 受け入れ場所等の位置図及び許可書等の写しを、監督員に提出すること。
 5. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督員と協議するものとする。

第19条 不陸整正

- ・材料は、車道において粒度調整碎石（M-30）とし、歩道において再生碎石（RC-40）とする。

第20条 表層工

1. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
2. 受注者は、施工にあたってプライムコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石・ゴミ・その他の有機物を除去しなければならない。
3. 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督員と協議しなければならない。
4. プライムコートの散布にあたっては、側溝等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンブローヤで均一に散布しなければならない。
5. プライムコート施工後交通の開放をする場合は、瀝青材料の車輛への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートが剥離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。
6. 仕切弁筐、消火栓室、マンホール各種柵類の天端は、周辺地盤になじみよく取り合わせるものとし、天端が周辺地盤より低くならないように注意しなければならない。マンホール等の天端と表層の計画高が合わない時は、マンホール等の高さ調整を行うこととし、舗装後は必ず蓋及び内側を清掃すること。

第 21 条 混合等

1. 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

2. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、温度管理に留意し速やかに敷均しを行い、十分に転圧を行うものとする。

3. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な 1 日当りの施工工程を施工計画書に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第 22 条 仮設工

- ・仮設工については、任意仮設であり受注者の責により施工するものとする。

第4章 建設副産物対策

第23条 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに、「コブリス・プラス 登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともにこれらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス 登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- 3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
- 4) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督員に提示し確認を受けること。
- 5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

第 24 条 建設リサイクル法

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - 1) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等した施設名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用なお、その書面は、「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。
 2. 受注しようとする建設業者からの事前説明に関する事項
 - 1) 建設リサイクル法第 12 条の規定により、対象建設工事を受注しようとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第 12 条第 1 項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
 - 2) 書面の提出は、契約に先立って行う事とする。
 - 3) 書面は、施工計画書に添付するものとする。

第 25 条 舗装版切断の排水

1. 舗装版切断時に発生する排水を回収し、産業廃棄物（汚泥と廃アルカリの混合物）として適正に処理すること。
2. 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物（汚泥）として適正な運搬・処理を実施すること。

第 26 条 環境対策

- ・受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督員の承諾を得なければならない。

第5章 付 則

第27条 用地境界

- ・本工事における境界杭の位置は、工事着工前に確認しておくこと。また、工事完了後は速やかに境界を確認すること。

第28条 CORINSへの登録

- ・受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第29条 その他

- ・特記仕様書に記載されていない事項については、監督員と必ず協議し施工すること。

第6章 施工条件の明示

第30条 施工条件の明示

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 月間工程を作成し、監督員に提出すると共に、工程管理に留意すること。
用地関係	1. 監督員が必要と認めた場合は、工事着手前及び完了後に境界測量を実施し、監督員の確認を得ること。
公害対策関係	1. 使用重機は低騒音・排出ガス対策型とする。 2. 特記仕様書第10条・第26条によること。
安全対策関係	1. 特記仕様書第7条～第9条によること。 2. 道路使用許可条件厳守のこと。 3. 工事許可区域外の重機の自走を堅く禁ずる。 4. 交通誘導警備員は、1日3～4人とし、交差点部については、必要な人数を適切に配置すること。
工事用道路関係	1. 仮設道路等として使用した場所については、受注者の責任において原形復旧すること。
仮設備関係	1. 資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、保安対策に充分留意すること。
残土・産業廃棄物関係	1. 特記仕様書第3章第18条 撤去 及び 特記仕様書第4章 建設副産物対策によること。
工事支障物件等	なし
排水工関係	なし
薬液注入関係	なし
その他	・ 本工事の施工は、すべて昼間とする。 ・ 舗装する時、マンホール蓋・水道施設蓋等は蓋のカラー表示が識別できるよう、必ず養生を行い施工すること。 ・ 地域住民の生活道路であるため、早朝・夜間の車両及び歩行者の通行を確保すること。 また、復旧に際しては、段差摺り付け等安全対策に充分留意すること。 ・ 区画線は原形復旧とするが、最新の設置基準により難しい場合は、監督員と協議を行うこと。

様式－1

建設副産物処理承認申請書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

受注者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)	路盤廃材(m3)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	

- (注)
1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

受注者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m ³)		路盤廃材(m ³)		アスファルト・コンクリート塊(トン)		コンクリート塊(トン)		建設汚泥(トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

- (注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は1部提出すること。

工事数量総括表

事業名称 26復旧-17宮ノ台三丁目地先舗装復旧工事

事業場所 佐倉市宮ノ台三丁目・五丁目地先

工事延長 L=949.7m

1. 舗装準備工 一式

2. 舗装工

表層工（A交通） 再生密粒度As20mm t=50mm A=1,130m²

表層工（L交通） 再生密粒度As13mm t=50mm A=1,010m²

表層工（歩道 透水）透水性開粒度As13mm t=40mm A=653m²

薄層カラー舗装工 A=118m²

3. 区画線設置工 一式

工事数量